

3. とちぎの元気な森づくり県民税事業がスタート

栃木県林業センター

豊かな水や空気を育むなど様々な働きを持っている大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年4月から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入しました。県の重要施策である森づくり県民税事業の目的達成に向け、環境森林部では部を挙げて取り組んでいるところであり、林業センターも事業の円滑な執行に向けた取り組みをしています。

森づくり県民税事業は、10年計画で「元気な森づくり」（県実施の奥山林整備と市町村実施の里山林整備：ハード事業）と「森を育む人づくり」（ソフト事業）を柱とする内容ですが、ハード事業のメインとなる森林整備事業（主に間伐遅れの荒廃森林の間伐）については事業量が大幅に増加することから、担い手を確保するために異業種からの参入を図ることとし、林業センターでは新規の林業技術者を育成するための2種類の研修を実施しました。

森林整備監理技術研修では森林整備の施工管理者を育成することとし、間伐実地研修では現場従事者を育成することとしました。両研修ともに年3回、合計90名の定員で開催する計画でしたが、森林整備監理技術研修は定員を大幅に上回る受講希望者が殺到したため、4回の開催として189名の研修を実施することになり、計画の2倍以上の実績を上げることが出来ました。

県実施の森林整備事業は、各環境森林事務所等で担当しますが、実施後にはその事業効果が問われることとなります。そこで、森林整備の効果調査を林業センターが担うこととなり、各環境森林事務所等の協力の下、事業実施個所の一部に調査地を設定して植生調査等を実施することとなりました。今年度は初年度であるため、調査方法等を検討しながら一部の調査地を設定して、調査を開始したところです。

調査地の設置方法や調査手法等につきましては、森林総合研究所のご指導をいただきながら進めているところですが、今後とも森林総合研究所や先進都県のご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。